

「実効ある容器包装リサイクル制度の構築に向けて」の概要

2005年 10月 12日
(社)日本経済団体連合会

《 容器包装リサイクル法 》

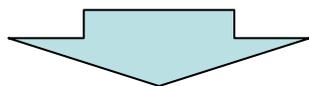
生活系ごみの約6割(容積比)を占める容器包装廃棄物を資源として有効活用するため、
「消費者による分別排出、地方自治体による分別収集、事業者による再商品化」という役割分担の下、リサイクル(再商品化)を推進

《 現行制度の問題点 》

- (1) 現行法が期待する役割分担を各主体が十分に果たしていない
消費者：容器包装廃棄物への異物混入、汚れの付着等
地方自治体：プラスチック製容器包装の分別収集実施市町村は5割強にとどまる
事業者：「ただ乗り事業者」の存在、事業者間で排出抑制努力にバラツキ
- (2) 容器包装廃棄物の排出抑制が進んでいない
- (3) 地方自治体から、分別収集費用の負担軽減要望
事業者も、再商品化費用に加え、容器包装の軽量化・薄肉化・リサイクル容易化といった技術開発等に多額の費用負担

《 中環審・産構審「中間とりまとめ」の問題点 》

- ◆「地方自治体が担っている分別収集の役割・費用の一部を事業者に負わせる」との「中間とりまとめ」の考えは、不合理である。
役割分担の見直しでは、排出抑制や制度全体の効率化は進まない。
- (1) 限界に近づく事業者の排出抑制努力：
分別収集費用を新たに事業者にも負担しても、容器包装の機能維持等から、排出抑制効果には限界がある。
- (2) 極めて小さい消費者の排出抑制効果：
処理コストの価格転嫁は困難であり、また、仮に転嫁できたとしても、単位処理コストが少額かつ処理コストの可視化が実務上困難であり、消費者への価格効果による排出抑制は期待できない。
- (3) 社会全体のコストが増大：
地方自治体が行う分別収集の費用の一部を事業者が負担すれば、地方自治体の業務効率化が阻害されるおそれ。



《 見直しの視点 》

- (1) 現行の役割分担の堅持と、すべての主体の取組みの徹底・深化
- (2) 排出抑制効果の大きい施策の推進
- (3) 制度全体に係る社会的総コストの低減

全員参加型の容器包装リサイクル制度の定着へ

事業者

『自主行動計画』の策定

◇排出抑制をはじめ容器包装の3Rの推進に向けた一層の努力と幅広い事業者への普及

- ・容器包装の軽量化・薄肉化・リサイクル容易化等に向けた技術開発、過剰包装の是正
- ・排出抑制に資する優れた技術の普及
- ・ただ乗り事業者の防止に向けた努力

◇消費者への情報提供の強化、啓発活動の推進

- ・容器への表示、広報活動等

地方自治体

◇その他プラスチック製容器包装廃棄物に係る分別収集範囲の見直し

- 資源の有効活用の観点から、「残渣が生じないリサイクル」を目指す
⇒当面、消費者が簡易な洗浄をしても汚れが落ちない容器包装廃棄物は、家庭ごみとして収集し、エネルギーリカバリーを図る
⇒リサイクルの質の向上や分別収集費用・再商品化費用の削減に寄与

◇分別収集の徹底(消費者への指導強化、分別基準適合物に係る品質基準の厳守等)

◇家庭ごみに加え、容器包装廃棄物の有料化⇒消費者における排出抑制

消費者

◇簡易洗浄や減容化を含む、分別排出の徹底

◇容器包装廃棄物の排出時における費用負担⇒減容化を含めた排出抑制効果

◇ライフスタイルの見直し(環境に配慮した商品の選択や簡易包装の選択等)

政府

◇法が期待する役割を全ての主体が果たすための施策強化(消費者の普及啓発・環境教育、地方自治体への指導、ただ乗り事業者対策の強化等)等